

名南西だより

第138号 令和5年11月16日発行
(公社)愛知県宅地建物取引業協会
名南西支部
〒497-0050 海部郡蟹江町学戸5丁目111番地
TEL 0567-94-3050
FAX 0567-97-0525
E-mail:info@meinannishi.com



重要なお知らせ

令和5年度 第1回支部企画研修会

※ 今年度も、【Web研修】にて開催します。

<研修科目及び講師>

- ◆ 流通サイト「あいぽっぽ」の活用方法について
- ◆ 電子帳簿保存法のポイント!
- ◆ 不動産売買に関わる税制改正等について

講師：名古屋国税局 資産課税課 加藤昌司氏

<受講期間>

令和5年12月1日(金)0:00 ~ 12月15日(金)23:59

◇ 詳細につきましては、送付済み(11/20 発送)ですので、ご確認願います。

令和5年度 第1回県下統一研修会

今年度も、「Web研修」にて実施いたしました。出席状況は、下記の通りです。



<県下統一研修会>	出席者数
正会員	267名
専任準会員・従業者準会員	41名
従業者	12名
合計	320名

※Web視聴ができなかった方
(テキストを熟読し、レポート提出)の
人数は、正会員1名でした。
(左記人数に含む)

令和5年度 宅地建物取引士資格試験

10月15日(日)に、令和5年度宅地建物取引士資格試験が実施されました。本部員(統括・兼任・本部員・相談係)・監督員をお引き受けいただき、試験当日ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

ありがとうございました。



事務局より会員の皆様へ

◇ 業協会・保証協会 会費について ◇

会費の請求につきましては4月1日現在の会員に対して行われますので、廃業・変更等の手続きを免許権者(国土交通大臣・愛知県知事)にされておりましたが、協会への届出が4月1日以降になった場合は、会費の支払い義務が生じますので、ご注意ください。

◇ 免許更新について ◇

期間満了月の3ヶ月前に更新書類をレターパックプラス(赤)にてご送付しております。期間満了日の90日前から30日前までに、必ず完了してください。

更新手続き後、支部へ更新書類(1~4ページ・20ページ(添付書類(8)))のコピーと写真(送付した台紙に貼付)を提出してください。⇒ 業者票をお渡しします。

◇ 変更事項について ◇

変更があった場合は、速やかに行政へ届出書(正・副本)を提出し、宅建協会(業協会・保証協会)にも、必ず変更手続きを行ってください。(名南西支部へ書類の提出が必要です。)

➢ 変更事項：代表者・専任取引士・商号・所在地・電話番号 等

※ 変更等があった場合は、まず支部事務局へご連絡ください。(☎ 0567-94-3050)



◇ 諸用紙について ◇

各種表紙・重説参考資料・領収書等をご購入の際は、お手数ですが、事前の電話連絡にご協力ください。

★ 名南西支部 受付時間 ★

月曜日～金曜日(祝日除く) 10:00～12:00、13:00～16:00

電話 0567-94-3050

FAX 0567-97-0525

冬期休暇のお知らせ

令和5年12月29日(金) ~ 令和5年1月4日(木)

本部事務局と同一とし、上記日程で事務局を休業させていただきますので、事務連絡等にご配慮くださいますよう、お願い致します。

尚、12月28日(木)は、仕事納めのため、通常業務は行いません。
年始の業務は1月5日(金)からとなります。よろしくお願い致します。



新入会員紹介

免許番号・免許年月日	商号	氏名	事務所所在地
大臣(2)8766号 R2.3.18	浪速建設(株) 名古屋営業所 (港13)	代表者 河嶋 俊夫 	〒455-0001 名古屋市港区七番町 5-4-9 TEL 052-355-7690 FAX 052-355-8810
知事(3)21335号 H31.4.6	(株)エムホーム 高畑店 (中川東10)	代表者 徳永 尚士 	〒454-0911 名古屋市中川区高畑 2-157 フラワーマンション 101号室 TEL 052-746-8400 FAX 052-746-8405

役員選考委員 決定

7月13日(木)・9月29日(金)開催の正副支部長会及び8月3日(木)・10月16日(月)開催の支部幹事会におきまして、「支部役員等選出規則第4条」に基づき、以下の10名の方が役員選考委員に決定されました。尚、第1回役員選考委員会を、10月25日(水)に開催致しました。

支部役員経験者の中から	正副支部長の中から
佐野 剛士 奥村 隆充	宮崎 豊 朝日 浩一
支部幹事の中から	
野田 実千恵 ・ 田島 英樹 ・ 半田 武之 麻生 聡 ・ 佐野 博信 ・ 伊藤 貴志	



支部の窓

- 正副支部長会(9/29開催)
- 支部幹事会(10/16開催)

<第4回> 構成員数22名…出席者数19名、委任状3名

- ① 冬季地区会について
- ② 支部事務所の電話機について
- ③ 支部企画研修会について
- ④ 助成金事業について
- ⑤ 役員選考委員の推薦



次回の正副支部長会は11月27日開催・支部幹事会は12月7日を予定しております。

会員異動

変更事項	商号・地区	氏名	変更内容
住所変更	おおはる商産(株) (海部北2)	代表者 相原 仁	〒490-1142 海部郡大治町大字三本木 字寒宿 39-1
代表者変更	(株)エイシステート (中川西12)	代表者 奥田 伊都	(旧)今木 友博
専取準会員 変更	(有)ユウシン (愛西・津島5)	専取準会員 小塚 洋司	(旧)福田 誠
	(株)新日 (中川東9)	専取準会員 津田 佳宏	(旧)脇田 雅士
	(株)エコフォレスト (中川西12)	専取準会員 伊藤 大介	(旧)宇佐見 英二
個人⇒法人	(株)エコフォレスト 中川営業所 (中川西12)	専取準会員 宇佐見 英二	(旧)伊藤 大介
	(有)アライバル・i (海部南8) 知事(1)25532号 R5.9.4	代表者 猪切 優江	(旧)スマイル・アセット
支部移転 (転出)	大東建託リーシング(株) 中村公園店 (中川東10)	代表者 浅井 健太	名西支部へ (旧)高畑店 (旧)増田 健太
TEL・FAX 変更	(同)カンゾルマーケティングジャパン (海部北1)	代表者 稲葉 陽祐	TEL 052-890-7825 FAX 052-890-7830
退会	(株)圓工舎 (中川東9)	代表者 近藤 円	期間満了
	(有)ホームトラスト (中川西12)	代表者 川村 光泰	
	(株)光工芸 (中川東9)	代表者 浅野 成利	廃業
	エバーハウス(株) (中川西12)	代表者 村上 弘	
(株)栄起開発 (愛西・津島6)	代表者 廣田 陽子		

令和5年度 あま市不動産無料相談

あま市役所(新庁舎) 1階 101号相談室にて『不動産無料相談』を実施します。不動産に関するご相談ならどんなことでもお気軽にご相談いただけます。 ※毎月第2水曜日午後1時～4時



4月12日 済	5月10日 済	6月14日 済	7月12日 済
8月 9日 済	9月13日 済	10月11日 済	11月 8日 済
12月13日	1月10日	2月14日	3月13日

※発熱、頭痛、咳、鼻水、下痢、のどの痛み等がある場合、来会をご遠慮下さい。

令和5年度 地域事業

10月7日(土)蟹江町主催の『第42回 かにえ町民まつり』に参加し、愛知県赤十字血液センター様にご協力いただき、献血活動を実施いたしました。
献血にご協力いただいた方には、記念品・不動産無料相談のパンフレット・宅建協会のノベルティ等を配布し、愛知県宅建協会及び不動産無料相談のPRに努めました。
また、マスコットキャラクターの「あいぼっぼ」を披露し、あいぼっぼまとあてゲーム等を実施しました。



献血受付人数	70名
献血できた方	65名
献血できなかった方	5名



ご協力ありがとうございました。



「月刊不動産流通」2023年3月号より転載

月刊不動産流通の
お申し込みは



vol.482

国土交通省 不動産・建設経済局不動産課

関連法規

「港湾法の一部を改正する法律」施行に伴う宅地建物取引業法施行令の改正について教えてください。

Q&A

令和4年11月18日、港湾法の一部を改正する法律（令和4年法律第87号。以下、改正法）が公布され、同年12月16日に施行されました。これに伴い、港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第381号）において、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号。以下、宅建業法施行令）について改正を行い、改正法の施行と同日の令和4年12月16日から施行されました。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条第1項第2号においては、宅地又は建物の使用等について法令上の制限がある場合に、購入者等が不測の損害を被ることを防止するため、当該制限を重要事項として説明するよう宅地建物取引業者に義務付けています。従前より、港湾法（昭和25年法律第218号）における、港湾管理者が臨港地区内において指定した分区の区域内における建築物等に係る規制（同法第40条第1項）が、宅建業法施行令第3条第1項第23号に、重要事項として説明する必要のある法令上の制限として定められています。

今般、改正法による改正後の港湾法（以下、新港湾法）により、港湾における脱炭

素化の取組を効果的に進めるため、港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成したときは、臨港地区の分区の区域内において、当該計画の目標の達成に資する土地利用の増進を図ることを目的とする区域を脱炭素化推進地区として定めることができるとされました（新港湾法第50条の5第1項）。併せて、当該区域内における港湾法第40条第1項による分区内の規制等について条例で緩和し、又は強化することができるようになりました（新港湾法第50条の5第2項に読替規定を新設）。

それに伴い、宅建業法施行令第3条第1項第23号に掲げる港湾法第40条第1項の規定については、新港湾法第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む旨を明記する改正が行われました。本改正により、同項の規定による脱炭素化推進地区内の規制等の緩和又は強化についても、重要事項に含まれることとなります。

宅地建物取引業者等の皆さまにおかれましては、改めて宅地建物取引業法の趣旨をご理解いただき、改正内容を踏まえた対応をお願い致します。〈文責：下山早紀〉